



京都府

# 介護福祉士修学資金等貸付の 手引き

(令和7年4月1日改正)

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

総務企画部 福祉経営推進課

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内

☎：075-252-6292（平日8:30～17:00）      ：kikaku@kyoshakyo.or.jp

URL：<https://www.kyoshakyo.or.jp/fukushikeiei/fukushishikashitsuke/>



## 目次

01	各種手続き	03
02	返還免除	08
03	返還	11
04	完了	12
05	その他	12



## 01 各種手続き

### 申請手続き

京都府介護福祉士修学資金等貸付申請の手引きを御参照ください。

### 在学中の手続き

事実発生から15日以内に養成施設を通じて府社協に届け出てください。

事項	提出書類
貸付を辞退するとき	■契約解除（貸付辞退）届
2年次以降の貸付を引き続き受けるとき	■修学状況等報告書 ※毎年4月に提出してください。なお、提出があるまでは、修学資金は交付しません。
就職準備金の交付を受けるとき	■内定通知書（写し） ※就職準備金の貸付決定を受けた借受人は、就職先が決定（内定）後、提出してください。なお、提出があるまでは、就職準備金は交付しません。また、 <b>卒業後半年以内に提出がない場合は交付できません。</b>
・休学したとき ・復学したとき ・停学その他の処分を受けたとき	■修学状況等変更届
退学したとき	■修学状況等変更届 ※ <b>借り受けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「03 返還」のページを確認してください。</b>
養成施設を卒業したとき	■卒業の届（修学状況等変更届）



## 在学中の手続き

### ●留年した場合

修学状況等報告書の該当欄にチェックをしてください。病気等、真にやむを得ない事由によって留年した場合には、当初の貸付期間満了後、残りの在学期間についても修学資金を申請いただくことが可能です。

### ●他の養成施設、大学等に進学した場合

府社協の審査により適当と認められた場合には、在学期間中、返還猶予を受けることができます。入学日から15日以内に修学状況等変更届及び返還猶予申請書について、養成施設を通じて府社協へ御提出ください。

**※申請時に就職準備金を申請されていた方についても就職準備金の貸付（送金）はできませんので御注意ください。**

### ◆養成施設の担当者の方へのお願い◆

- ・在学中の手続きについては、養成施設を通じて行います。借受人の状況に変更があった場合は、届け出をしてください。
- ・2年次以降の貸付を引き続き受ける方については、府社協より養成施設宛に修学状況等報告書の提出を依頼します。対象の借受人の状況について取りまとめの上、当会まで提出してください。
- ・就職準備金については、内定通知書（写し）の提出後に送金します。内定が決まった借受人については、順次、府社協に内定通知書（写し）を提出してください。



## 在学中～卒業後に共通する手続き

事実発生から15日以内に府社協に届け出てください。

※在学中は養成施設を通じて届け出てください。

卒業後は借受人が直接、府社協に届け出てください。

事項	提出書類
・氏名を変更したとき ・住所を変更したとき	■住所・氏名変更届
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届 ■印鑑登録証明書（連帯保証人が個人の場合は、変更のあった連帯保証人のもののみ）  《連帯保証人が個人の場合》 ■新しい連帯保証人の前年の所得を証明する書類  《連帯保証人が法人の場合（以下の全ての書類）》 ■登記事項証明書 ■直近3年分の決算書 ■法人税納税証明書（未納税額がないことの証明） ■申請者と締結した雇用契約書の写し（在学する養成施設が保証人となる場合は不要） ■個人の保証人になることについて法人として意思決定したことが証明できる書類
本人が死亡したとき	■返還免除申請書 ■証明できる書類（死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し）



## 卒業後の手続き

事実発生から15日以内に借受人が直接、府社協に届け出てください。

事項	提出書類
介護福祉士又は社会福祉士の資格を登録したとき	■資格登録・資格未取得届
養成施設卒業後、初めて就職したとき	■業務従事・変更届
従事先を変更したとき (転職したとき)	■従事先変更届 ■従事期間証明書 ※前職分 ■従事日数内訳証明書(※同時期に複数の事業所で勤務していた場合は、御提出ください)
やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合	■返還猶予申請書 ※府社協で審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。なお、不承認の場合は、貸し付けた修学資金は返還となります。
該当業務に従事できない場合	■返還計画承認・変更申請書 ■預金口座振替依頼書(京都銀行) ※口座振替希望の場合 ■自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行) ※口座振替希望の場合 ※養成施設を卒業した日から1年以内又は養成施設等の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日(社会福祉士資格のみ)から1年以内に該当業務に従事できない場合は、 <b>借り受けた修学資金は返還となります。</b> <b>返還の手続きは、「03 返還」のページを確認してください。</b>
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	<p>《貸付期間未満の場合》</p> <p>■返還計画承認・変更申請書 ■従事日数内訳証明書(※同時期に複数の事業所で勤務していた場合は、御提出ください)</p> <p>《貸付期間以上の場合》</p> <p>■従事期間証明書 ■返還免除申請書 ■従事日数内訳証明書(※同時期に複数の事業所で勤務していた場合は、御提出ください) ※詳しい手続きは「02 返還免除 裁量免除」のページを確認してください。</p>
当然免除の要件を満たし、貸付金の全額免除を申請するとき	■返還免除申請書 ■従事期間証明書 ※返還免除に必要な業務従事期間分の従事期間証明書の提出が必要です。



## 卒業後の手続き

事項	提出書類
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"><li>■返還免除申請書</li><li>■従事期間証明書</li><li>■証明できる書類</li></ul> 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要） 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要） <b>■従事日数内訳証明書</b> (※同時期に複数の事業所で勤務していた場合は、御提出ください)
業務外の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"><li>■返還免除申請書</li><li>■従事期間証明書</li><li>■証明できる書類</li></ul> 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 障害の場合：医師の診断書の写し など



02

## 返還免除

### 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください

#### ●要件（下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。）

①養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録

※やむを得ない事由で社会福祉士国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、「養成施設の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日」が期限となります。

②京都府内の福祉施設に就職

③介護又は相談援助の業務に5年間（中高年離職者又は過疎地域勤務の場合は3年間）  
従事

※従事期間は、介護福祉士又は社会福祉士の登録が完了した月から算定します。

④府社協が提出を依頼する書類（資格登録届、従事期間証明書等）を遅滞なく提出したとき

#### ●提出書類

■返還免除申請書

■従事期間証明書

※返還免除に必要な業務従事期間分の従事期間証明書の提出が必要です。

#### ●返還免除に必要な業務従事期間等

①5年の従事が必要な場合

在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が900日以上

②3年の従事が必要な場合（中高年離職者又は過疎地域勤務）

在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が540日以上  
なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。



## ●業務従事期間の算出について

- ①修学資金の返還免除要件となる業務従事期間は、国家資格を登録した日の属する月から算出します。
- ②出産休暇、育児休暇の期間中は、引き続き業務に従事している期間とみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。
- ③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域において当該業務に従事した場合の免除要件は、連続した業務従事期間が3年に達した時点で満たすこととなります。3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、通算5年に達した時点で免除要件を満たすこととなります。
- ④返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続していることが必要です。ただし、新たな就職先を探している場合など、返還免除業務に就く意思がある場合には、求職期間について返還猶予申請をすることができます。（ただし返還猶予期間には期限があります）また、転職後の従事期間を通算することができます。
- ⑤社会福祉士取得者が介護等の業務に従事した場合、介護福祉士取得者が相談援助業務に従事した場合も業務期間として算入します。
- ⑥ホームヘルパーや家政婦等に従事した場合、1日あたりの業務従事時間が短時間であっても1日として算入します。

## ●過疎地域

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域

宮津市、京丹後市、福知山市のうち旧三和町・旧大江町・旧夜久野町の区域、南丹市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

## ●中高年離職者について

入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。

※貸付申請時に中高年離職者として申請いただいた方が対象となります。



## 裁量免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

### ●要件

- ①業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき
- ②長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- ③京都府内において修学資金の貸付を受けた期間以上貸付要綱第14条第1号に規定する業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません）

### ●返還免除額

返還すべき債務の残額の全部又は一部

### ●提出書類

■返還免除申請書

■従事期間証明書

（これまで従事したすべての期間分の従事期間証明書の提出が必要です）

■証明できる書類

死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合：医師の診断書の写し など

### ●一部免除額の計算方法

あくまでも返還免除申請のできる金額です。裁量免除の可否は別途判断しますので御注意ください。

- ・業務に従事した期間は、1年を180日として計算します。
- ・在職期間は、1年を365日として計算します。
- ・貸付けを受けた期間は1年を180日として計算します。

$$\text{返還免除額 (円)} = \frac{\text{業務に従事した期間 (日数)}}{\text{貸付を受けた期間 (日数)} (\times) \times 5/2} \times \text{貸付を受けた額 (円)}$$

※貸付を受けた期間が2年未満のときは360日とします。



## 03 返還

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

### ●提出書類

- ・返還計画承認・変更申請書
- ・預金口座振替依頼書（京都銀行）※口座振替希望の場合
- ・自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行）※口座振替希望の場合

### ●返還方法

- ①一括返還
- ②分割返還

### ●支払方法

- ①振込票
- ②口座振替（京都銀行）
- ③口座振替（ゆうちょ銀行）

### ●口座振替日

毎月27日  
※金融機関休業日の場合は、翌営業日

### ●振込票の送付

振込票は、年2回6箇月分ずつ発行し、借受人に送付します。

### ●返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります（返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます）。分割返還するときは、貸付を受けた期間の2倍の期間又は5年以内に返還してください。

（例）

貸付を受けた期間が2年の場合 → 5年以内  
貸付を受けた期間が4年の場合 → 8年以内

### ●口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかった場合は、振込票を借受人宛に送付しますので、到着後10日以内に送金してください。

### ●返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画変更承認申請書を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

### ●延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると別に定める延滞利息（年3.0%）を加算します。



## 04 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受人及び連帯保証人に通知します。

## 05 その他

各種様式及び手引き等は府社協HPからダウンロードしていただけます。



[ダウンロードはこちら](#)



[よくある質問](#)